

笛吹市教育委員会会議録

1 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

会議名：令和3年度1月定例会

開催日：令和4年1月12日

開会時間：午後2時00分

閉会時間：午後4時00分

開催場所：笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

2 出席及び欠席委員の氏名

出席者：教育長	望月 栄一
教育長職務代理	久保田 一男
教育委員	内田 淳
教育委員	飯田 多恵子
教育委員	高野 仁美
教育委員	中島 知晴

欠席者：なし

3 委員及び傍聴人を除く議場に出席した職員の職氏名

出席者：教育部長	赤尾 好彦
教育総務課長	太田 孝生
学校教育課学務担当	古屋 洋一
学校教育課指導主事	黒澤 宏至
学校教育課指導主事	加賀美 裕子
生涯学習課長	手塚 克巳
文化財課長	望月 和幸
図書館長	吉岡 浩
教育総務課総務担当	田中 政人
〃	村松 麻耶

4 他部署より出席した長及びその事務局部の職員の職氏名

出席者：なし

5 教育長等の報告の要旨

教育長：12月3日から1月12日までの事業報告

教育総務課：12月2日から1月12日までの事業報告

学校教育課：長期欠席児童生徒について
教職員人事作業日程について
笛吹市教育支援センターについて
令和4年度学校閉庁日について
その他

生涯学習課：12月12日から12月27日までの事業報告

文化財課：12月15日から12月20日までの事業報告

釈迦堂遺跡博物館の事業報告及び12月の入館者数報告

図書館：12月14日から12月16日までの事業報告

6 議題となった動議を提出した者の氏名

なし

7 議会に付した議案、議事の概要、議決事項

報告第14号：令和3年笛吹市議会第4回定例会の報告について

赤尾部長：資料に基づき説明

久保田職務代理：ヤングケアラーについて、私も以前、父親が全盲で、母親が車椅子の両親で、一人っ子という家庭環境の児童を教えたことがある。その児童の母親は、自分も病弱であることから、子どもには5年生だがご飯の作り方等の家事を教えていた。その子は、中学生の時には賞を受賞するなど、とてもしっかりした子であった。このことから、ヤングケアラーという言葉だけが一人歩きしてしまい、大変な子どもがたくさんいるという印象を持ってしまいがちだが、「ケースの状況によっては、一概にヤングケアラーとして取り扱うことは適切ではない」という答弁に、私も賛成する。

報告第14号：全員了知

議案第15号：笛吹市教育支援センター設置運営要綱の制定について

黒澤指導主事：資料に基づき説明

内田委員：23頁の令和4年度当初予算についてだが、この額にはどのような経費が含まれているのか。

古屋主幹：当初予算に関しては、ほとんどが人件費となっている。支援センターについては、自立支援指導員を4名配置することになっており、その4名分の報酬、手当、社会保険料となっている。また、備品関係も、今現在残っているものがどの程度使えるかが不明な段階で、ある程度備品の整備も必要となる

ことが想定されるため、備品購入費についても予算計上している。

中 島 委 員：こすもす教室が教育支援センターとして継続されるということについて、良かったと思う。また、現在こすもす教室に通っている子と、それ以外どこにも通えていない子も多数いると思うが、民間のフリースクール的な所へ公的に金銭的な支援等を行うなどして、そのような所に通う子たちも出席扱いができるような対応は今のところは考えられていないのか。

黒澤指導主事：国全体としても、教育の機会確保などが法整備される中で、子どもたちの居場所作りというものをとても大切に考えている。市としては、学校になかなか来ることができない子どもたちの居場所の一つとして、教育支援センターがあるべきだと思う。今お話にもあった民間フリースクール等については、ある一定の要件をクリアした上で、学校長の判断により出席等の扱いにできるということを文科省で示している。

実際に現在もフリースクールに通っている子どもたちがいる中で、学校とも連携をしながら、子どもたちの情報交換をすることや、フリースクールで行われている内容が、学習の保障という部分で子どもたちにとって本当に学校教育の代わりとして考えられるかということも含めて、様々な観点から総合的に出席扱いとするかどうかを判断することとなる。

望月教育長：現在石和こすもす教室には、笛吹市から20名ほど通っているが、市の教育相談室の方でも不登校の児童生徒に関わる対応を行っている。また、県の生涯学習課を中心に不登校対策が行われており、そこで笛吹市の何名かの児童生徒がお世話になっている状況である。

先ほどの黒澤指導主事のお話にもあったが、居場所という形の中で、不登校の子どもたちが学習や人間関係を学んでいくことができるよう、総合的に考えていければと思っている。

中 島 委 員：教育相談室を経てこすもす教室に通っているのではなく、こすもす教室には行けなくても、教育相談室には通えているという児童生徒もいるのか。

望月教育長：今現在はこすもす教室は県の所管であるため、教育センターを含めた対応になっているが、教育相談室は市の施設ということで、学校教育課が所管するなかで支援・指導を行っている。これまで県が行っていたこすもす教室の機能が、教育支援センターの方に移っていくこととなるため、充実した対応

ができればと思っている。

内 田 委 員：こすもす教室は校長先生の判断で出席扱いになっていると思うが、教育相談室に来た場合も、ある程度出席扱いになっているのか。

黒澤指導主事：教育相談室については支援員が学習指導をしている。出席扱いになっているかどうかはまた確認させていただく。

内 田 委 員：昨年も話題にあがったことがあったと思うが、不登校の子どもたちが民間のフリースクール等に行ったときに、学校長の判断で出席扱いになるということがなかなか難しい面もあるということだが、やはり不登校の親にとってみると、まずそういった居場所があるということと、行ったときには、出席扱いにしてもらいたいというのが切なる想いだと思う。そして、先ほど国の方からの出席扱いにおける要件についてお話があったが、フリースクール等に対して、あとこの要件を満たせば出席扱いとして認められるというような指導がある程度できたらいいのではないかと感じる。

黒澤指導主事：先ほどお話をさせていただいたように、文科省からもフリースクール等についての出席扱いについて、ガイドラインが示されており、それに沿っているかどうかで判断を行うこととなる。また、フリースクールごとに様々な考え方があり、それに基づいてどのような活動や学習をしているのか等を総合的にみて、学校とも連携をとっていく中で、出席扱いにできるかどうかを学校でも判断していく形になると思う。

飯 田 委 員：こすもす教室等の出席扱いについて、要件を満たした場合に学校長の判断で出席扱いになるということだが、その要件とはどのようなものなのか。学校には行けなくても、フリースクールやこすもす教室に足を運べる児童生徒のために、なるべく要件を付けずに出席扱いにしていただけると、学校には行けないが、そういう場所に行くことで、何かしらの繋がりが生まれ、さらに次のステップとして学校に行ってみようという気持ちになっていくお子さんもいるのではないかと思う。また、保護者の方にとっても、家庭で「学校には行けなくてもこすもす教室にいてみない？」という投げかけもしやすくなり、実際に登校する段階的なきっかけとなるのではないかと感じた。また、葦崎こすもす教室と都留こすもす教室は閉室後、市で引き継いではないのか。

昨年石和こすもす教室が来年度に閉室するということを伺ったときに、その後継続していくことはできないのかと思っただ。そのため、今回引き続き笛吹市が教育支援センターとして、子どもたちを受け入れる場を作っていただけることとなり、担当者の皆さんのご尽力に感謝する。

黒澤指導主事：出席扱いの要件については、文科省から示されている要件がいくつかある。当該児童生徒が登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような適切な支援を実施していること、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうか、校長が教育委員会と十分な連携をとって判断すること、当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること等が挙げられる。

このようにいくつかの要件を総合的に判断しながら、学校は出席扱いとするかを判断することとなる。

子どもたちの居場所という部分で、やはりフリースクール等はとても大切な場所であるとともに、当然保護者の方としては、出席扱いにしてほしいという気持ちもあることは十分理解している。しかし、様々なフリースクールがある中で、文科省が示しているいくつかの要件をしっかりと満たし、総合的に見た上で、出席扱いができるかを判断する必要がある。今飯田委員のご意見にもあったが、文科省から示されている要件とともに、柔軟に子どもたちの様子を見ながら対応していくことも大事だと思う。

それから、韮崎や都留のこすもす教室についてだが、韮崎については、閉室後にかがやき教室という適応指導教室が設置されており、都留市についても、適応指導教室としてスマイル教室が設置されている。いずれも県の適応指導教室が閉室された後、各々の市町村で子どもたちの居場所作りということを考え、設置及び運営している状況となっている。

議案第 15 号：原案どおり決定

議案第 16 号：笛吹市ふえふき教育相談室設置要綱の一部改正について

黒澤指導主事：資料に基づき説明

望月 教育長：現在、ふえふき教育相談室は、一つは特別支援に関わる就学支援、もう一つが不登校に関わる支援を行っているが、不登校に係る部分について、今度設置する教育支援センターの方

へ業務が移行することとなったことから、人の配置も含めた体制作りを考え、今回提案させていただいた。

久保田職務代理：教育支援センターは、教育相談室の傘下の組織という捉えでよいのか。全く別の組織なのか。

望月教育長：別の組織となる。現在も教育相談室では、不登校に係る支援・指導も行っているが、その担当について、新たに教育支援センターの方へ人を配置して、4名体制で対応していく。

議案第 16 号：原案どおり決定

議案第 17 号：笛吹市自立支援指導員設置要綱の一部改正について

黒澤指導主事：資料に基づき説明

議案第 17 号：原案どおり決定

議案第 18 号：笛吹市社会教育施設条例の一部改正について

手塚課長：資料に基づき説明

議案第 18 号：原案どおり決定

議案第 19 号：笛吹市社会体育施設条例施行規則等の一部改正について

手塚課長：資料に基づき説明

久保田職務代理：施設使用料及び利用料の減免について、やはり体育施設を使う人は比較的若い世代が多く、少しでも気軽に施設を利用してもらうために、今回減免期間が延長となることは非常にありがたいと思う。

また、印鑑が不要となることについても、申請者としての立場として、賛成する。

議案第 19 号：原案どおり決定

議案第 20 号：笛吹市公民館条例の一部改正について

手塚課長：資料に基づき説明

議案第 20 号：原案どおり決定

議案第 21 号：笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱の一部改正について

手塚課長：資料に基づき説明

議案第 21 号：原案どおり決定

議案第 22 号：笛吹市青少年育成団体活動費補助金交付要綱の一部改正について

手塚課長：資料に基づき説明
議案第22号：原案どおり決定

議案第23号：笛吹市社会体育振興費補助金交付要綱の一部改正について
手塚課長：資料に基づき説明
議案第23号：原案どおり決定

議案第24号：笛吹市桃の里マラソン大会補助金交付要綱の一部改正について
手塚課長：資料に基づき説明
議案第24号：原案どおり決定

議案第25号：笛吹市桃源郷春まつり全国ゲートボール大会補助金交付要綱の一部改正について
手塚課長：資料に基づき説明
議案第25号：原案どおり決定

議案第26号：笛吹市体育芸術文化等県外大会出場に関する規程の廃止及び
笛吹市体育芸術文化等県外大会出場補助金交付要綱の制定
について
手塚課長：資料に基づき説明
議案第26号：原案どおり決定

8 教育長が必要と認める事項（議事資料）
なし

議事録署名

笛吹市教育委員会 教育長 _____

教育委員 _____

教育委員 _____

作成職員 _____